平成２４年（フ）第１２６７号
東京都東村山市恩多町１丁目56―４
債務者　小暮　　萌
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７１号
埼玉県戸田市本町３丁目13―18―502
債務者　館岡　礼子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２０２号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ13号棟702号室
債務者　楠原　幸一
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３２２号
神奈川県高座郡寒川町大曲３丁目７番９―304号
債務者　中里希代子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４３６号
横浜市港南区笹下６丁目７番８号　コートヴィレッジＢ棟101号室
債務者　鑪　みゆき（旧姓城取）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５号
横浜市南区大橋町２丁目27番地２　ポートハイム弘明寺第５―103
債務者　高柳　　孝
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４７号
横浜市磯子区磯子７丁目23番33号　鈴木商事第11ビル鈴木土木磯子寮
債務者　和田　信二
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７号
横浜市神奈川区三ツ沢西町２番３号　古河電工三ツ沢社宅４―102号
債務者　末廣　貴子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７３号
横浜市神奈川区東神奈川２丁目29番地１　玉喜荘603号
債務者　亀永　　等
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８３号
横浜市中区松影町４丁目14番地18　幸福荘106号室
債務者　山本　正美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００号
長野県佐久市前山294番地４
債務者　小林　久代（旧姓平岩）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第７５号
熊本県玉名市松木13番地１　パークサイド103号
破産者　戸川安岐宏
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１３６０１号
東京都港区赤坂３丁目２番２号
破産者　ファンドスクェアージャパン株式会社
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０１９号
東京都渋谷区笹塚１丁目54番９号
破産者　株式会社海協通信
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５２４号
東京都豊島区西池袋１丁目18番２号
破産者　池豊株式会社
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５２５号
福岡県遠賀郡遠賀町浅木３丁目25―50
破産者　高　　奉吉
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部